



埼玉県発行

規 則

目

次

○埼玉県社会福祉審議会規則の 部を改正する規則

福祉政策課

訓 令

> ○埼玉県公用車管理規程の一部を 改正する訓令 (出納総務課)

示

○全国自治宝くじ事務協議会規約

の一部の変更 財 政 課 兀

改正する。

規 則

埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

-成二十一年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十一号

埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

に改正する 埼玉県社会福祉審議会規則 (平成十四年埼玉県規則第百七号) の一部を次のよう

を「指定自立支援医療機関 療・更生医療)等審査部会」に改め、同項第二号中「更生医療を担当する医療機関」 第五条第一項中 「更生医療機関等審査部会」を (育成医療又は更生医療に係るものに限る。)」に改め 「指定自立支援医療機関 (育成医

害者福祉課」を ただし書中「健康福祉部社会福祉課」を「福祉部社会福祉課」 第十一条中 「健康福祉部健康福祉政策課」 「福祉部障害者福祉推進課」に改める。 を「福祉部福祉政策課」に改め、 に、 「健康福祉部障 同条

訓

この規則は、

附 則

公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十二号

埼玉県公用車管理規程の一 部を改正する訓令を次のように定める。 地 域

本

機

関 庁

平成二十一年四月一日

埼玉県公用車管理規程の 一部を改正する訓令 埼玉県知事

上

田

清

司

埼玉県公用車管理規程 (昭和五十六年埼玉県訓令第十五号) の一部を次のように

用車集中管理地域機関」という。)」を加える。 第十一条第二 一項中「出納総務課」の下に「又は別表に掲げる地域機関 以下 公

庁の課」の下に「の長」を加える。 第十三条第一項中「一般管理車運行管理簿」を「公用車運行管理簿」に改め、 本

を加える。 第十五条第三項中「出納総務課長」の下に「又は公用車集中管理地域機関の長」

第十六条中 「配車・貸出し申請書」を「配車申請書」に改める

を「配車申請書」 第十七条中 「共用車」の下に「(貸出車を除く。)」を加え、 に改める。 「配車・貸出し申請書」

の一条を加える。 配車申請書」に、 第十八条の見出しを「(使用の承認)」に改め、同条中「配車・貸出し申請書」 「配車・貸出し承認書」を「配車承認書」に改め、 同条の次に次

(貸出車の使用)

第十八条の二 本庁の課等の長又は地域機関の長は、貸出車を使用しようとすると 更又は申請の取消しをしようとするときも、同様とする。 きは、公用車予約システムにより、 その旨を申請するものとする。 申請内容の変

第十九条第一項中「本庁の課等の長」の下に「又は地域機関の長」を加え、 同条

様式第三号を次のように改める

るのは「本庁又は地域機関の長」と、」を「前項中」に改める。 第二項中「他の本庁」の下に「の課の長」を加え、「全項中「本庁の課等の長」とあ

理地域機関の長から受領し、」に改め、 |使用が承認された貸出車の鍵を当該車を管理する出納総務課長又は公用車集中管 第二十条の二第一項中「様式第四号(二)の配車・貸出し承認書に基づいて」を 同条第二項を次のように改める。

の長へ返納するとともに、 保管上必要な点検をし、当該車の鍵を出納総務課長又は公用車集中管理地域機関 貸出車を運転する者は、前項の運転用務を終了したときは、当該車の清掃及び 公用車予約システムにより、 運行記録を提出するもの

別表 (第十一条関係) 附則の次に次の別表を加える。 とする。

埼玉県越谷県税事務所 埼玉県本庄県税事務所 埼玉県東松山県税事務 埼玉県飯能県税事務所 埼玉県秩父地域振興センター 埼玉県北部地域振興センター 埼玉県利根地域振興センター 埼玉県西部地域振興センター 埼玉県川越比企地域振興センタ 埼玉県県央地域振興センター 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県浦和県税事務所

弐第3	号 (第13条	:関係)		公用車道	重行管理簿		月分		所属長					
登録	番号				メーカー名	車 名]							
使用日	曜日	開始時刻	終了時刻	使用時間	用	務	用務先	所属	運転者	延べ走行km	走行距離km	燃料ℓ	オイルℓ	備	考
	-														
-														<u> </u>	
														<u> </u>	
月 計				1								ĺ		í	

「〔配車・貸出し〕承認書」を「配車承認書」に改め、 緑石第四号 (二) 中「(第18条、第20条の2関係)」を「(第18条関係)」に、 様式第四号(一)中「〔配車・貸出し〕申諧書」を「配車申諧書」に改める。 「照会先 共用車→配車 貸出車→自動

車整備担当」 運転担当 様式第四号 (三) 様式第四号 (四) 中「(第20条、第20条の2関係)」を「(第20条関係)」に、 を削る。 中「〔貸出車を除へ。〕」を削る。

同様式の注2中 様式第七号を次のように改める 「整備管理者」 を 「車両責任者」 に改める。

[配車・貸出し]運転日報」を

「配再運費日報」に改める。

様式第六号中

整 瘟 徊

Ш

₩. 毌

を #围 淟 缶 ₩, 哥 に改め、

様式第7号(第22条関係)

保有機関

公用車運行実績表

年度

													1 /2
登:	録番号				車 種			車 名			年 式		
月別	使用日数	使 用延回数	使用時間(時間:分)	走行距離数	汝 (km)	給油量 (0)		経費		(円)		備	考
				月末走行距離	当月走行距離	燃料	オイル	燃料費	備品費	修繕費等	合 計	7/用	75
前年度													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
1													
2													
3													
計													

第三条第二号中

「浜松市」の下に「、

2 1

調整をして使用することができる。 改正前の埼玉県公用車管理規程に定める様式による用紙は、 この訓令は、 附 則 公布の日から施行する。

当分の間、

所要の

埼玉県告示第五百三号

号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二 条の二第二項の規定により、 会規約の一部を次のとおり変更したので、 全国自治宝くじ事務協議会に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議 次のとおり告示する。 地方自治法 (昭和) 一十二年法律第六十七

平成二十一年四月一日

岡山市」を加える。 埼玉県知事 上 田 清 司

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。 則

発 行 日 毎 火曜日・金曜日 週 購読料金 年 便 四 料 万三 金 を 千 含 四 む 百 円 発 行 者 ○四八-四 —二一一(代表)

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス

印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八 東 一八六二—二九〇 図 書 株 式 会 $\overline{}$ 社

再生紙を使用しています。